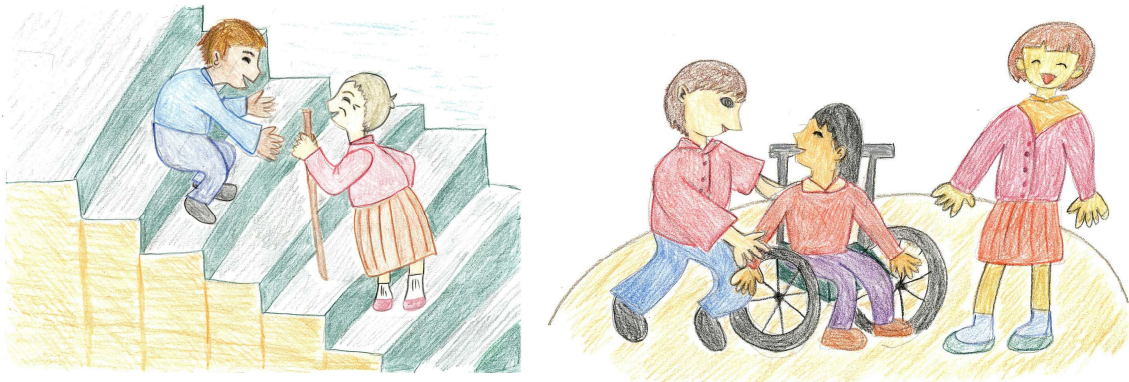




### 基本目標3

# 〔見守り・支え合いの ネットワークづくり〕

一つの制度・分野では解決できない相談を受け止め、包括的な視点で支援を継続していくために、区民・団体・民間・行政の更なる連携を図り、情報共有・連携体制を充実させていきます。



## 3年後を見据えてめざす多摩区の姿

- ・誰もが安心して助けを求めることができ、地域がその声を受け止め、必要な機関へつなげられている
- ・複雑化する課題に、区民・団体・民間・行政が連携して対応している



## 基本目標3【見守り・支え合いのネットワークづくり】を進める2つの基本方針

重点  
項目

1

### 支援が必要な人への見守り・支え合いの推進

一人ひとりの困りごとを見逃さず、必要な情報の提供を行い、サービスにつなげることができるよう、気軽に相談できる体制の充実を図ります。また、区民や民間事業者と連携して、地域での見守り活動を推進します。

2

### 区民・団体・民間・行政の連携

区民・団体・民間・行政が一体となって協力・連携できるよう支援体制の充実を図ります。また、制度・分野の枠にとらわれない情報共有等の仕組みづくりに取り組みます。

## 重点項目

### 基本目標 3-1

#### 【支援が必要な人への見守り・支え合いの推進】

第6回川崎市地域福祉実態調査では、地域福祉を推進するために行政が取り組むべきこととして、「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」と53.7%の方が回答しています。



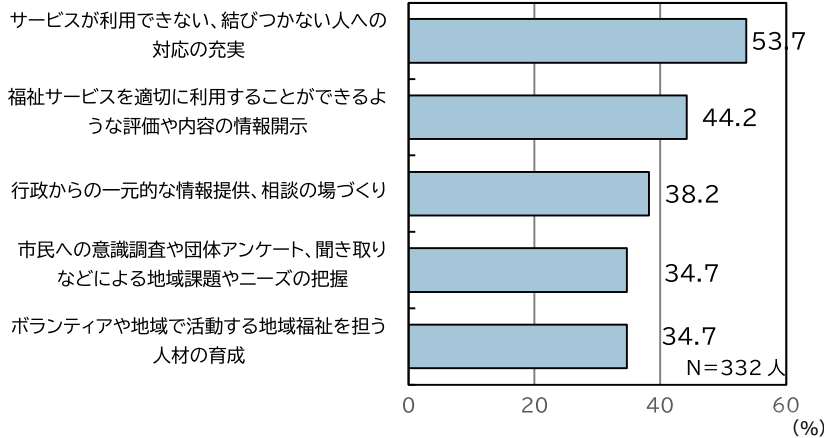
誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、子ども、高齢者、障がい者等に関わる相談に、連携して適切に対応します。また、関係機関等と連携し、支援が必要な人への見守り、支え合いを進めます。



データから見るポイント

DATA 3-1 サービスが利用できない、結びつかない人への対応が求められている

地域福祉を推進するために行政が取り組むべきこと（複数回答・上位5項目）



地域福祉を推進するために行政が取り組むべきことは、「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」が 53.7%となっています。

資料:第6回川崎市地域福祉実態調査

【子ども・子育て】

●新生児訪問・  
こんにちは赤ちゃん訪問



生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に、訪問指導員や訪問員が伺い、赤ちゃんの体重測定や相談を行います。

●学習支援・  
居場所づくり事業



生活保護受給世帯及びひとり親家庭の小学3～6年生及び中学生を対象に学習支援や居場所の提供を行います。

事業・取組

- 新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問
- 産後の健康相談、育児相談
- 子ども・子育て相談
- 学習支援・居場所づくり事業

事業・取組の詳細は、P95に掲載しています

## 【高齢者・障がい者】

### ●認知症等行方不明 SOS ネットワーク事業



SOSネームプリントの貼り付け例

認知症等の方の情報を事前に登録し、行方不明となった際に速やかに発見するための緊急連絡体制を構築します。

### ●高齢者・障がい者相談支援の実施



高齢者・障がい者に関する様々な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービス等につなぎ、継続的なフォローを行います。

### 事業・取組

- ひとり暮らし等高齢者見守り事業
- 認知症等行方不明 SOS ネットワーク事業
- 高齢者・障がい者相談支援の実施

事業・取組の詳細は、P95に掲載しています

## 【地域・防災・暮らし】

### ●川崎市地域見守りネットワーク事業



協力事業者等から連絡のあった、異変のある地域住民の情報を基に関係部署と連携し、訪問等による必要な支援を行います。

### ●認知症訪問支援事業



認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、多職種連携により、認知症高齢者とその家族への支援体制の構築を推進します。

### 事業・取組

- 川崎市地域見守りネットワーク事業
- 認知症訪問支援事業
- 災害時要援護者避難支援制度

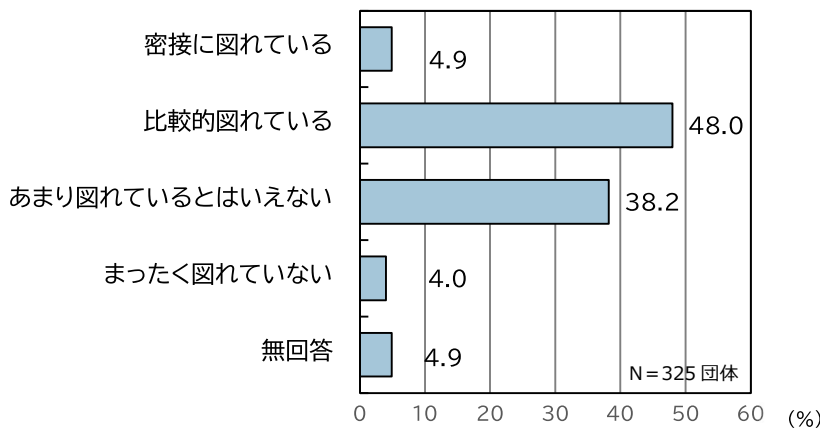
事業・取組の詳細は、P96に掲載しています



データから見るポイント

DATA 3-2 「地域」の住民と密接に連携が図れている団体は少ない

「地域」の住民と交流や連携が図れていると考えているか（単数回答）



地域の住民と交流や連携が比較的図れていると考えている団体は 48.0% となっていますが、密接に図れていると考えている団体は 4.9% にとどまっています。

資料: 第6回川崎市地域福祉実態調査

【子ども・子育て】

●多摩区子ども総合支援連携会議



子どもに関わる市民活動団体・機関・関係部署のネットワークを活かし、地域全体で子育て支援を推進します。

●多摩区幼保小連携事業



区内の幼稚園、保育所等、小学校の職員が子どもの発達の連続性を踏まえ、情報共有や交流を行いながら連携、協力を進めていきます。

事業・取組

- 多摩区子ども総合支援連携会議
- 多摩区要保護児童対策地域協議会実務者会議
- 多摩区幼保小連携事業
- 民営保育所・保育施設等への訪問・連携
- 多摩区子育て支援会議

事業・取組の詳細は、P97に掲載しています

## 【高齢者・障がい者】

### ●地域ケア会議



高齢者が地域の中で安心して暮らし続けられるよう、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に図ります。

### ●多摩区地域自立支援協議会



障がい者と家族が地域で安心して生活できるよう、障がいに関する普及啓発、社会資源の開発、支援技術の向上に取り組めます。

### 事業・取組

- 地域ケア会議
  - ・個別ケア会議
  - ・地域ケア圏域会議
  - ・相談支援・ケアマネジメント会議
- 多摩区在宅療養推進協議会
- 多摩区地域自立支援協議会
- 多摩区精神保健福祉連絡会議

事業・取組の詳細は、P98に掲載しています

## 【地域・防災・暮らし】

### ●多摩区支え合いのまちづくり推進会議



多摩区地域包括ケアシステム推進のため、地域ニーズや課題の共有、区地域福祉計画の策定と事業評価について各種団体の代表者と意見交換を行います。

### ●多摩区健康づくり推進連絡会議



「かわさき健康づくり21」の推進とともに、健康づくり推進のネットワークづくりをめざします。

### 事業・取組

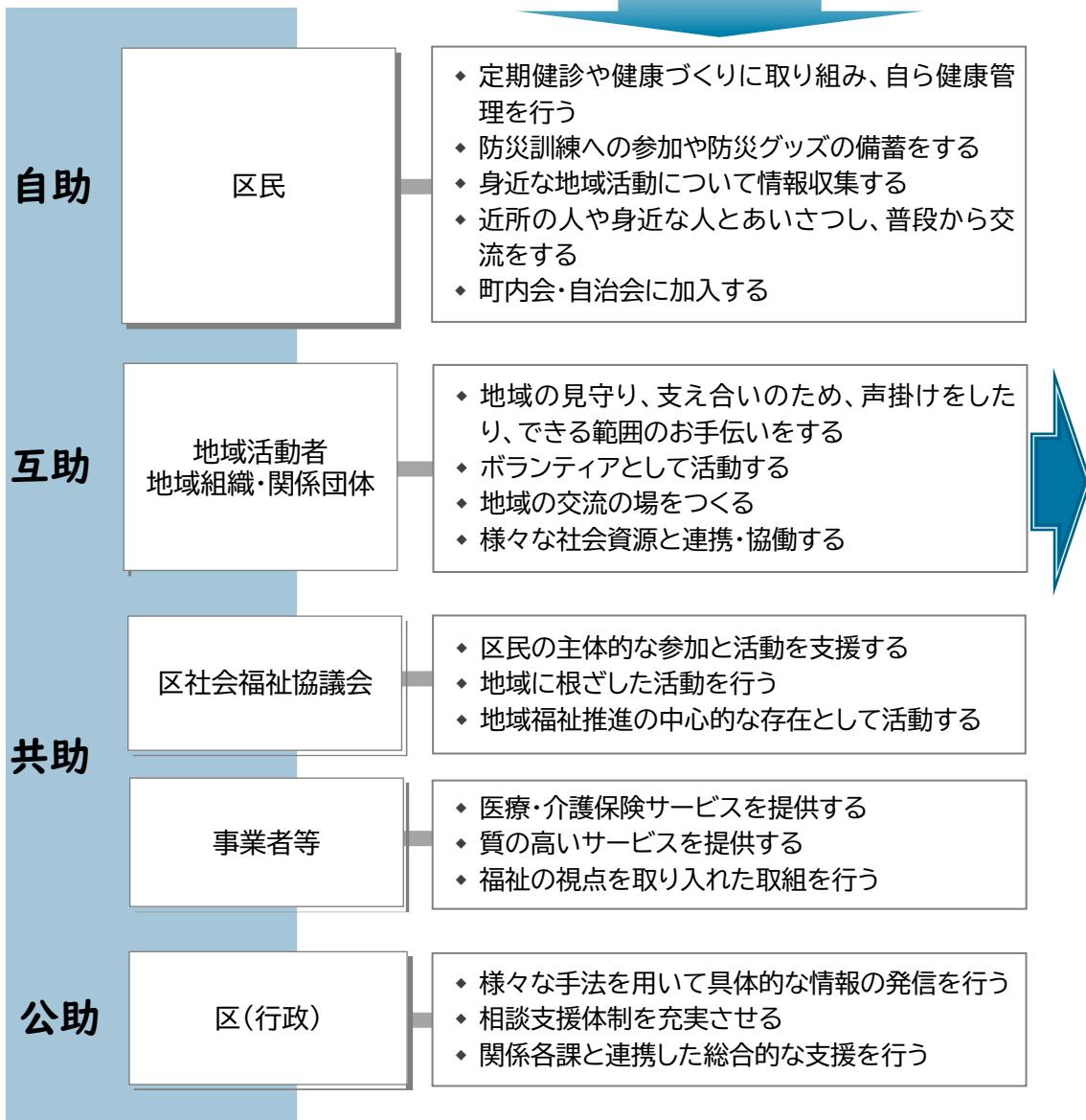
- 多摩区支え合いのまちづくり推進会議
- 区・地区社会福祉協議会との連携
- 庁内の各種連携会議
- 多摩区健康づくり推進連絡会議
- 多摩区食育推進分科会
- 関係営業施設との連携

事業・取組の詳細は、P99に掲載しています

## 5 地域福祉計画の進め方

多摩区地域福祉計画が掲げる基本理念の実現に向け、区民、地域活動者・地域組織・関係団体、事業者、区社会福祉協議会、行政が連携し一体となって、自助・互助・共助・公助の枠組を基に、地域課題の解決に向けてそれぞれができることを取り組んでいきます。

### 地域課題の解決に向けた具体的な取組



「多様な主体と多世代がつながる支え合いのまち多摩区」の実現

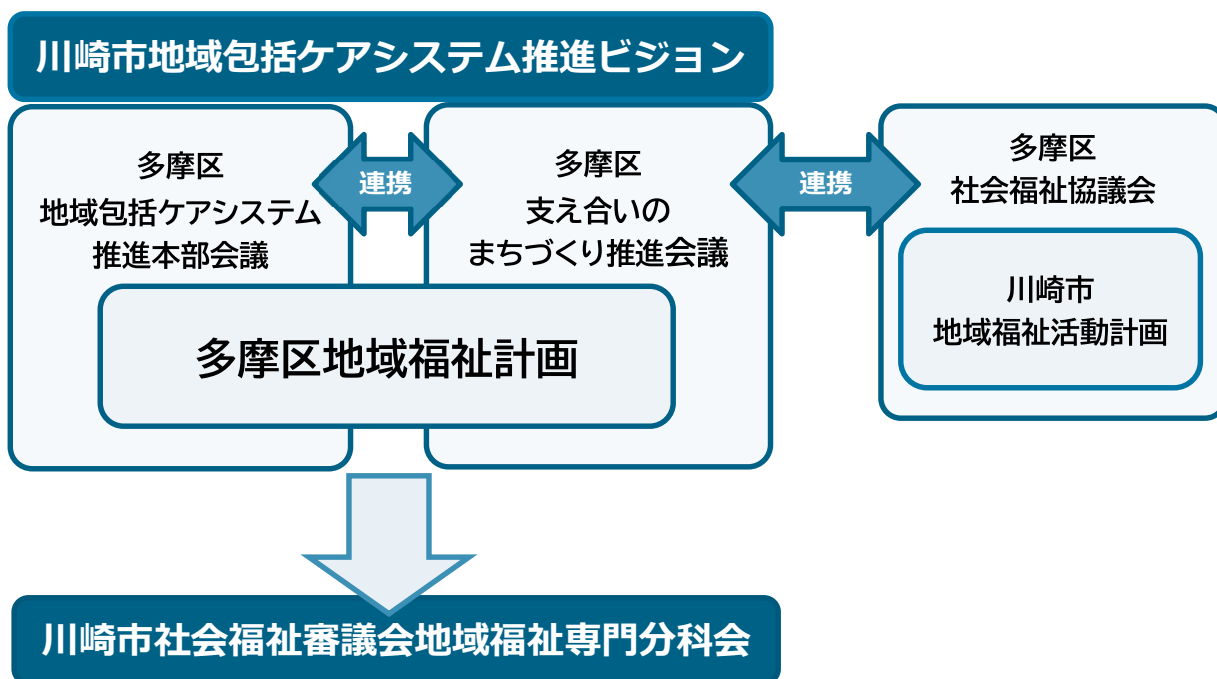
地域活動者 地域組織 関係団体	町内会・自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア、老人クラブ、PTA、地域包括支援センター、地域子育て支援センター、障害者相談支援センター、ソーシャルデザインセンター等
事業者等	介護サービス事業者、障がい福祉サービス事業者、病院、LPガス協会、新聞販売組合、水道検針等業務受託者、その他民間企業等

本計画の推進にあたっては、福祉、保健、医療、教育、まちづくりなど、幅広い分野に関連していることから、地域包括ケアシステムの構築・推進に向けた施策の企画及び立案等を行う「多摩区地域包括ケアシステム推進本部会議」において、計画に含まれる取組の進捗管理及び推進に関わる検討を行っています。

また、学識経験者や関係機関・団体等で構成される「多摩区支え合いのまちづくり推進会議」において、地域包括ケアシステムの推進に関する取組や本計画等への意見を求めるとともに、専門的な立場や区民の視点で計画の推進及び進捗管理等の点検を行います。その後、「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、区計画の点検結果を踏まえ、川崎市地域福祉計画と一体的に、地域福祉施策の評価等を行っていきます。

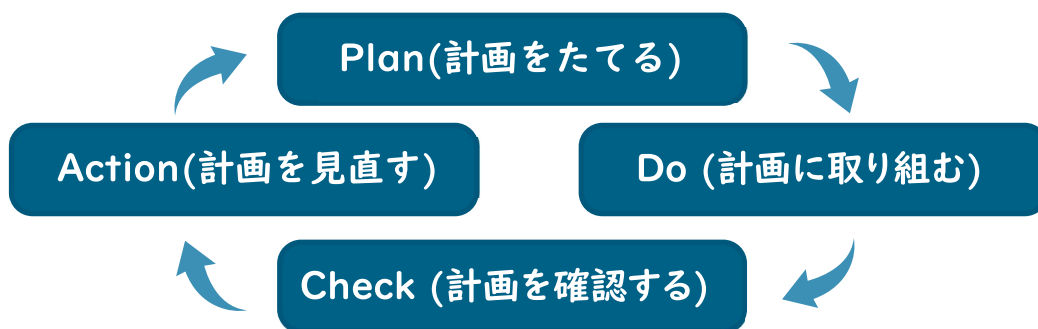
さらに、「川崎市地域福祉活動計画」を策定している市・区社会福祉協議会と地域の課題や情報を共有し、相互に連携しながら、支え合いのまちづくりを進めていきます。

【第7期計画の推進体制】



【PDCAサイクル】

多摩区地域福祉計画の推進にあたっては、「Plan(計画をたてる)→ Do(計画に取り組む)→ Check(計画を確認する)→ Action(計画を見直す)」といういわゆる「PDCAサイクル」によって行います。








## コラム

### 01 多摩区社会福祉協議会・地区社会福祉協議会




#### 1-1 多摩区社会福祉協議会の概要・取組

社会福祉協議会(「社協」)は、社会福祉法に定められた公益性の高い民間の福祉団体です。地域でみんなが幸せに安心して暮らせるようになるにはどうしたらいいか、様々な人・団体が集まって話し合い、『お互いに支え合い、助け合いながら暮らせるまちづくり』を進めることを目的に組織されています。


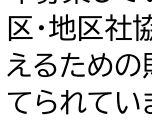

#### 【福祉を知る・学ぶ機会づくり】

ボランティア講座の開催	福祉教育の推進	情報の発信
ボランティア活動に必要な知識や技術の習得を目的とした講座や、学生を対象とした夏休みボランティア体験講座「チャレンジボランティア(通称チャレボラ)」を開催しています。 	学校での福祉学習を支援するために教職員と福祉学習支援者を対象とした交流会や、親子を対象とした「親子参加講座」、地域の方を対象とした福祉セミナー等を開催しています。 	広報紙「区社協だより[多摩]」や、ボランティア情報誌[たまぼら]の発行の他、ホームページやFacebookを活用して、福祉についての情報を発信し、啓発活動を行っています。 

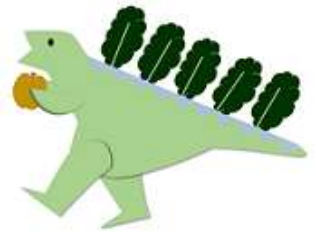
#### 【日常生活での困りごとの支援】

あんしんセンター	車いす等福祉用具の無料貸出	福祉車両貸出サービス
福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに援助が必要な高齢者や障がいのある方が安心して地域で生活できるように日常生活自立支援事業を実施しています。また、成年後見制度の利用相談、普及啓発を行っています。 	区内在住で介護保険等の公的な貸出制度の利用ができない高齢者や障がい者、疾病等の方に短期間無料で車いすを貸出しています。また、講座向けには車いすの他、高齢者疑似体験セットなどの貸出しも行っています。 	公共交通機関の利用が困難な区内在住の高齢者や障がい者の方で、福祉車両が無いと移動ができない方を対象に、福祉車両を貸出しています。 

#### 【地域福祉活動の財源確保】

共同募金運動の推進	賛助会員の募集	寄付金品の受入・配分
共同募金には、10月1日からの赤い羽根募金、12月1日からの年末たすけあい募金があります。募金は地域の福祉活動を支えるために使われます。区社協は共同募金会の事務局を担っています。 	社協の事業に賛同し、資金面で社協活動を支援していただく「賛助会員」を、地区社協と協力し毎年募集しています。賛助会費は区・地区社協が行う福祉活動を支えるための財源として幅広く役立てられています。 	地域の皆様から寄せられた寄付金品の受入を行っています。寄せられた寄付金を財源として、区社協の会員である障がい者等当事者団体やボランティアグループを対象に、活動費として助成しています。 

ぼくの名前は「ミサタマドン」。 みまもり・ささえあう たまくをめざして  
みんなが幸せに暮らせるように願っている恐竜だよ。




多摩区社協キャラクター  
「ミサタマドン」




多摩区社会福祉協議会(区社協)は、町内会・自治会、民生委員児童委員協議会、障がい者等当事者団体、ボランティアグループなど、地域の福祉関係団体により構成されています。

「見守り支え合う多摩区」をめざして事業を展開し、様々な地域福祉活動を行っています。

### 【地域福祉活動の展開、支援】

地区社会福祉協議会の活動支援	多世代交流事業	地域の行事への参加・協力・支援
<p>地区社協は地域に住む方々が会員となり、支え合い助け合いの活動を展開している任意団体です。区内の5つの地区社協を支援して、地域福祉を推進しています。</p> 	<p>区内の老人いこいの家を会場として、高齢者と大学生の交流事業「スマホの使い方を気軽に聞ける交流会」や、子育て中の親子から高齢者までが集える地域多世代交流「おしゃべりサロンいちにのさん!」を開催しています。</p>	<p>「多摩ふれあいまつり」や「たまたま子育てまつり」に事務局として協力・支援するほか、参加団体として出店しています。また、広報・啓発活動の一環として、毎年「多摩区民祭」に参加し、参加型の区社協PR活動を行っています。</p>

### 【各種相談】

ボランティア相談	福祉教育相談	生活福祉資金貸付事業
<p>ボランティアに関する様々な相談を受付け、活動の紹介や調整を行っています。また、パサーージュ・たまや多摩ふれあいまつりなどの会場でボランティア相談会「たまぼらひろば」を開催しています。</p> 	<p>学校の福祉に関する授業や町内会、企業、団体などからの福祉教育の実施についての相談に応じています。希望に沿った学習プログラムや、講座の企画・調整、福祉情報の提供などのお手伝いをします。</p> 	<p>低所得世帯や高齢者、障がい者世帯などが自立し、安定した生活を送れるよう、一時的な資金の貸付と必要な相談支援を行っています。貸付には条件・基準があります。</p> 

### 【委託事業・指定管理事業】

福祉パルたま	老人いこいの家
<p>川崎市が地域福祉活動の拠点施設として多摩区に設置している福祉パルたまの管理運営を受託しています。社会福祉の推進・理解を目的とした研修会や行事で利用できます。</p> <p>開館時間：午前9時～午後5時(火・木曜日は午後9時まで) 休館日：第2・4・5日曜日、国民の祝日、年末年始 ※第1・3日曜日の利用は、利用日の10日前までに予約が必要</p> <p>【研修室】 定員40人 事前申込制 【ボランティアコーナー】 定員18人 当日先着順</p>	<p>高齢者の健康増進を図ることを目的とし、教養の向上やレクリエーション活動の場を提供する施設です。主催事業を実施する他、団体活動の場として利用できます。また、地域の方がサロンやミニデイ、ふれあい会食活動を行っています。</p> <p>多摩区には7館(登戸・菅・南菅・中野島・錦ヶ丘・枳形・長尾)のいこいの家があります。</p> <p>対象：60歳以上の川崎市内在住の方 開館時間：午前9時～午後4時 休館日：日曜日、国民の祝日(敬老の日は除く)、年末年始</p>

たまくの計画